

## 二鹿野外活動センター

営業時間・休館日	
営業時間	当日のみの使用の場合： 9:00～日没まで
	宿泊の場合： 午前10時～翌日午前10時
休業日	12月29日～1月3日まで ※その他、管理上必要がある場合は臨時に休業します。

ご利用料金
-------

1. キャンプ場（一人1泊2日・デイキャンプを含む）		
区分	学校教育法(昭和22年法律第26号) 第1条に定める学校に通学するもの 又は18歳未満の物が利用する場合	その他
テントサイト	104円	313円

2. 野外活動器具等の使用料（運動施設は無料）			
品名	単位	使用料	備考
テント（6人用）	1張	942円	使用料の免除： 市が主催して行う事業又は市長が 特に必要があると認める場合に限る
毛布	1枚	209円	
飯ごう	1個	104円	
寝袋	1枚	209円	

※算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額（テントサイトと設備器具はそれぞれに切る捨て）

【ご利用上の注意】 ○お支払いは現地現金のみとなります。

○ゴミはお持ち帰りください。

○ペット同伴はご利用をご遠慮いただいております。

○BBQ, 焚火での直火のご利用はできません。

3. 多目的広場・ゲートボール場（テニスコートは使用中止）			
施設名	使用料	利用時間	備考
多目的広場	無料	午前9時～日没まで	
ゲートボール場	無料	午前9時～日没まで	

4. 体育館			
利用者区分	使用料	利用料金(1h)	備考
アマチュアスポーツをする者又は学校 教育法第1条に定める学校に通学 するものが利用	全面利用	209円	入場料等徴収しない場合に限る。 ※入場料等を徴収する場合は、2 倍の使用料となる。
	1/2 利用	104円	
上記以外(プロ等)	全面利用	1,047円	
	1/2 利用	523円	

**使用料の全額減免：** 市が主催して行う事業。市内の小学校、中学校又は中学校体育連盟が市と共に催して行う事業の為に利用するとき。

**使用料の5割減免：** 学校以外の団体が市と共に催して行う事業。利用者の半数以上が身体障害者手帳等の交付を受けている団体が利用するとき。  
※算出した額に10円未満のはずがあるときはこれを切り捨てた額。